

平成 23 年度事業計画（案）

基本計画

国連・世界観光機関（UNWTO）によれば、2010 年の世界全体の国際観光客到着数は、2008/2009 年の世界的不況等の影響による大幅な落ち込みから、主に中国人観光旅行者の増加に伴い、6.7%の伸び（アジア太平洋地域においては、12.6%）へと反転し、2011 年には世界全体で 4～5%の、アジア太平洋地域においては 7～9%の伸びが予測されている。

我が国においても、主として旺盛な中国人観光旅行者を取り込むべく、官民あげたインバウンド施策が実施され、大いに効果をあげてきた。

しかしながら、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の、今後の我が国のみならず、アジア太平洋地域、世界全体の国際観光の動向に与える負の影響が大いに懸念されるところである。

UNWTO アジア太平洋センターの支援を主たる目的とする当財団では、国際観光交流促進によるアジア太平洋地域の安定と国内の地域活性化の重要性を踏まえ、今後も事業の選択と集中を図りつつ、かつ、新公益法人制度への移行も見据え以下の基本方針に留意して活動することとする。

1．アジア太平洋地域諸国との観光交流拡大による国際貢献

UNWTO では、2003 年の国連専門機関化を機に「持続可能な観光による貧困の軽減」(ST - EP) プロジェクトを強力に推進している。当財団においても、この理念に基づく活動を引き続き推進する。

2．UNWTO 関連国際会議の我が国誘致や関連事業の実施

国際会議誘致には通常の観光客誘致を上回る経済効果が見込まれており、日本政府も観光立国推進基本計画で 2011 年に我が国での国際会議の開催件数を 2005 年（168 件）の 1.5 倍に当たる 252 件以上にすることを目標としている。

当財団においても、UNWTO の唯一の地域事務所である UNWTO アジア太平洋センターが我が国に設置されている地の利を生かして、UNWTO 関連国際会議の我が国誘致に努める。

特に、東日本大震災後のインバウンド施策の一環として、被災地及びその周辺地域における復興の一助として、また、被災を免れた地域の健全性を海外にアピールし、日本を盛り上げるような UNWTO 関連事業の実施に努める。

3. UNWTO の知見を我が国観光関係者へ提供

UNWTO は、観光市場の動向を世界的規模で統計調査する唯一の国際機関であると同時に、観光統計の充実や気候変動問題への対応など世界の観光業界が抱える課題にも積極的に取り組んでいる。当財団では、訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）等に企画提案して受託を目指すことなどにより、こうした施策に関する UNWTO の知見を我が国に普及させるための国際シンポジウム等の開催に努めるとともに、UNWTO が発行する最新の統計・レポートの翻訳・配布を行うことなどにより、UNWTO の知見を当財団賛助会員を中心とする我が国観光関係者に積極的に提供する。

4. 観光情報の提供

今後活性化が見込まれる大阪湾ベイエリアへ今年度から事務所が移転したことから、アジア太平洋地域諸国及び日本全国各地の観光情報を、新事務所において提供する。

また、賛助会員を中心とした自治体等の観光情報を、海外へ向けて積極的に情報発信する。

さらに、東日本大震災後、我が国への渡航が著しく減少している外国人観光客の動向について、交通状況、生活状況、受け入れ態勢状況などの正確な情報を、観光庁や UNWTO と協働して、世界各国に適宜発信していくよう努める。

以上の基本方針に基づき、今年度も、1) UNWTO アジア太平洋センターの支援事業、2) 観光交流による地域国際化の促進事業、及び3) 観光交流に関する意識の浸透事業、の3本柱を軸に積極的に事業を展開していく。

なお、当財団の昨今の厳しい財務状況を踏まえ昨年度から休止中の観光学術研究振興事業（研究論文の募集）と観光交流促進ワークショップについては、当面休止を継続する。

今後は当財団が UNWTO アジア太平洋センターの支援団体であることの強みを活かした事業に重点を置くとともに、海外との太いパイプを活かして情報提供業務を強化するなど、新公益法人制度への移行を見据えつつ当財団の業務や業務執行体制も継続的に見直しを行い、更に積極的・効率的に事業に取り組んでいく。

事業計画

第1：国連・世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センターの支援事業

1．UNWTO 総会への参加

2年ごとに開催される UNWTO 総会が、本年度は韓国において開催される。総会では、UNWTO 本部と加盟各国から、世界全体の観光振興のための諸課題、今後の活動方針等が報告・討議される。

UNWTO アジア太平洋センターの活動を支援する当財団は、この総会に参加し、UNWTO アジア太平洋センターの名において活動報告等を行うことにより、当財団の UNWTO 支援活動を加盟各国に広く周知して理解を得るとともに、我が国の観光情報を提供し、また、世界観光の情報収集や UNWTO 本部等との連携を強化し、当財団の今後の活動方針に活かしていく。

開催予定日：2011年10月8日～14日

開催予定場所：大韓民国 慶州市

2．アジア太平洋地域諸国との観光交流促進のための国際貢献事業

これまで様々な方法により、2005年以來行ってきた開発途上国向け観光促進教育セミナーの本旨は今後も引き続き念頭に置きつつ、我が国も含めた多くのアジア太平洋地域諸国が甘受し得る新たな国際観光資源の開発に取り組むこととする。具体的には、『海のシルクロードプロジェクト』と題し、既に国際観光資源としてブランド化しているシルクロードの『海のルート版』を開発し、当該ルートの東端たる我が国と西端たる中東・欧州の間の観光交流の新たな需要を喚起することとする。

当該プロジェクトは、UNWTO とも密接に連携しつつ、特に関西地域の関係地方公共団体等と協働し、概ね5年程度をかけて遂行していくことを想定している。今年度は、当該海のルートについての歴史的・文化的な調査研究を深めるとともに、関連するアジア太平洋地域諸国との間でのセミナーやワークショップなどを適宜開催し、情報交換や問題意識の共有等に努めることとする。

第2：観光交流による地域国際化の促進事業

1．UNWTO 認証事業

訪日外国人観光客が、安心して快適な日本滞在を享受するためには、当該観

光客を迎え入れる側である我が方のホスピタリティが一定の基準以上の質と内容を伴っていることを分かり易く示してあげる事が肝要である。つまり、ホスピタリティの質・内容が一定の基準以上であることを UNWTO の名を使用し、かつ、それを具現化したシンボルマークの類を作成し、店舗等へ貼付や観光案内 HP 等上のアップ等で、当該観光客が一目で認識できるようにする。

当該事業については、概ね 3 年後に、まず関西地域において先行的に実施することを想定しているところ、これを踏まえ今年度は、対象とするホスピタリティの質と内容や基準の作成等について、観光庁や関係団体等との間で調査研究を進めていくこととする。

2. 震災復興関連事業

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の復興支援のため、震災復興関連事業（被災地及びその近隣地域における観光分野に係る復興支援のための事業や直接的な被災を免れたにもかかわらず、いわゆる深刻な風評被害によりインバウンドの著しい減少等の悪影響を受けている地域におけるインバウンドを回復するための事業など）を立案し、地域の活性化のみならず、我が国全体の復興に寄与するよう努める。

3. 関連事業の誘致及び受託活動

UNWTO の地域委員会を始めとする国際会議の誘致に努めるとともに、地域の活性化・国際化に寄与する関連事業（訪日旅行促進事業等）の受託にも努める。

第 3：観光交流に関する意識の浸透事業

1. 調査及び世界観光統計・UNWTO 情報の提供事業

アジア太平洋地域の国際観光交流の促進を図るためには、観光に関する基礎的なデータを総合的に把握することが重要である。そのニーズに応えるため、UNWTO が各国から収集した情報を基に統計データ等を日本国内向けに翻訳・編集し、自治体、観光関係団体、学識経験者等に配布する。

- ・世界観光統計資料集（2006～2010 年）
- ・国際観光概観 2010 年版
発行予定時期：2012 年 3 月

(日本財団助成事業)

2. 観光学術研究振興

観光統計の国際基準である TSA（観光サテライト勘定）を我が国に導入し、地域の観光戦略に生かすため、地域レベルで必要とされるデータの収集方法等の技術的な課題の解消について、観光庁等と協力して調査研究を重ねる。

また、観光分野が地球環境、とりわけ気候変動に与える影響等について、上記 TSA 等の客観的なデータを活用して検証していく。

さらに、これらを世界的な知を活用して進めていくため、観光教育に資する機関・大学のネットワークの構築を図る。

3．広報宣伝活動

昨今の職場環境の変化に対応し経費節減を図るため、昨年度から紙面による機関誌（TOURISM 21）の発行を休止し、当財団及び UNWTO の事業活動やアジア太平洋地域の国際観光等に関する情報を全てウェブサイト上で提供しているが、引き続き当財団のホームページにおいて、新鮮で信頼性の高い情報提供を行う。

さらに、昨年 11 月より実施している会員向けメールマガジン「APTEC 通信」について、引き続き、当該会員の拡大を図るとともに、その内容の充実化や配信の迅速化に努めていく。

また、観光庁、観光に関連する関連団体・大学や駐日国際機関等との連携を強化することなどにより広報宣伝活動の相乗効果を図るとともに、新聞・テレビ・雑誌等で当財団の活動が取り上げられるよう努める。

4．観光情報の提供等

アジア太平洋地域諸国と我が国の相互の観光交流を促進するため、特定の国や地域に関する国内向けの観光説明会を開催するとともに、特定の国や地域に関する訪日旅行者の動向について関係団体等に情報提供する。

他方、アジア太平洋地域諸国の観光情報及び日本全国各地の観光情報を、事務所の PR コーナーで提供する。昨年 12 月に実施した「PR 強化週間」を本年度も実施する。さらに、引き続き、特に海外において UNWTO の会議等が開催される場合にあっては、当該会議等の場におけるパンフレット類の配布を積極的に行う。

これにより、訪日旅行を促進するとともに、日本人の国内観光及び国際観光を促進し、観光立国の実現に貢献したい。

また、東日本大震災後、外国人観光客の我が国への渡航が著しく減少している中、UNWTO 加盟各国・地域に対して、我が国の交通状況、生活状況、受け入れ態勢状況などの現状を正確に伝えるべく、観光庁や UNWTO と協働して、UNWTO の website 等を活用して世界各国に適宜発信していくよう努める。

（以上）